

令和4年度 第2回堺市子ども・子育て会議  
議事録

1. 開催日時

令和4年12月26日（月） 午前10時～午前11時15分

2. 開催場所

フェニーチェ堺 2階 多目的室

3. 出席者（五十音順）

新生委員、安藤委員、奥村委員、小野委員、角石委員、勝山委員、小崎委員、白本委員、  
富田委員、長尾委員、中島委員、西村委員、松本委員

4. 欠席者（五十音順）

谷本委員、飛石委員

5. 議事

堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画） 中間見直し（案）  
について 資料1-1 資料1-2

6. 資料

・会議次第

・座席図

・委員名簿

・資料1-1 堺市子ども・子育て総合プラン（第2期子ども・子育て支援事業計画）の中間見直し案 概要版

・資料1-2 堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）中間見直し

7. 議事要旨

(1) 開会

事務局より、配付資料が揃っていること及び出席委員が定足数に達していることを確認し、会議が有効に成立していることを報告。

(2) 子ども青少年局長挨拶

子ども青少年局長より、以下内容の挨拶。

・出席委員の皆様への会議出席、日頃からの本市児童福祉行政の推進、市政各般にわたる支援・協力に対する謝辞。

- ・堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）（以下、「計画」という。）策定から2年以上経過したが、新型コロナウイルス感染症の流行により各事業が様々な影響を受けたことを説明。
- ・計画策定当初の想定と比べると状況は大きく変わっているが、中間見直しについて幅広い観点から審議いただきたい旨依頼。

### (3) 議事

小崎会長からご挨拶をいただいた後、会長の進行により議事開始。

事務局より議事案件「堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）中間見直し（案）について」説明。

#### ◆議事案件 堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）中間見直し（案）について【前半部分】

《資料1-1 堺市子ども・子育て総合プラン（第2期子ども・子育て支援事業計画）の中間見直し案 概要版》

子ども企画課から、以下のとおり説明。

- ・本計画は、令和2年3月に策定し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としている。
- ・中間見直しについては、計画当初に記載した量の見込みが実績と大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を目安に、必要に応じて実態を踏まえた見直しを行うよう国から示されている。
- ・見直しを検討した結果、教育・保育の量の見込みと供給体制の確保方策及び地域子ども・子育て支援事業18事業のうち10事業の量の見込みと供給体制の確保方策を見直すこととした。
- ・また、令和5年4月施行予定の「こども基本法」において、子ども関連施策の企画、実施、評価時などでの子ども等からの意見聴取や施策反映等が規定されることを踏まえ、本計画においても同様の理念を計画に掲げることとした。

《資料1-2 堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）中間見直し》

#### ①3 ページ 基本理念の見直し（子ども企画課より説明）

本計画の基本理念の一つに「全ての子どもの人権が尊重されるまちの実現」を掲げ、子どもを権利の主体とし、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を実現することを根幹に全ての施策を推進する中、令和5年4月施行予定の「こども基本法」における規定内容を踏まえ、より一層、幅広い施策において、子どもの意見表明や多様な社会的活動に参画する機会を確保し、子どもや子育て当事者等の意見を反映させる取組を推進するため、本計画においても同様の理念を計画に掲げるもの。

②4～8 ページ 教育・保育の量の見込みと供給体制の確保方策の見直し

(待機児童対策室より説明)

- ・中間見直しにあたっては、国が示す「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」に準拠し、2・3号認定の全21区分について、見直し対象とする。
- ・量の見込みについては、令和3年度から令和4年度の就学前児童数と就学前児童のうち保育を必要とする者の割合である要保育率の推移を考慮し、令和5年度と令和6年度における量の見込みを算出。
- ・必要整備量の見直しについては、見直し後の量の見込みに対して、既存施設が設定する令和5年度、令和6年度の定員の合計である確保方策が不足している場合は、必要整備量を増やし、上回っている場合には、必要整備量を減らしている。
- ・見直しを行った結果、令和6年度必要整備量が、計画策定当初は全区分で計584人だったところ、見直しにより47人となった。内訳については、堺区の1・2歳で23人、東区の1・2歳で24人である。

◆質疑応答【前半部分】

《奥村委員からの質疑》

基本理念の見直しにおける子どもの意見聴取について、形骸化したものにならないか懸念している。言葉を発することができない子も含め、声にならない声も拾い上げ、広く聴取する必要があると考えるが、方策として想定しているものは何かあるか。

⇒子ども企画課からの回答

これまで保護者の願いを記載する項目しかなかった部分において、子どもの思いや願いを聴き取るような様式に変更するなど、できることから庁内で連携しながら進めていきたいと考えている。

また、審議会や懇談会において子どもに委員として参画してもらい、子どもや若者を対象としたパブリックコメントを実施するなど、国が実施する調査研究も踏まえ、幅広い年齢層の子どもの意見を聴取するだけでなく、それを反映していけるよう取り組んでいきたい。

◆議事案件 堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）中間見直し（案）について【後半部分】

《資料1-2 堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）中間見直し》

①10 ページ (1) 利用者支援事業の見直しについて（子ども育成課より説明）

- ・事業としては、各区役所子育て支援課と保健センターが役割分担し、待機児童の解消、育児不安や育児負担の軽減、母子保健分野などに関する相談支援を行っている。
- ・見直しについては、母子保健型において、堺保健センターとちぬが丘保健センターが統合され、保健センターの数が減少したため、8か所から7か所へと修正したもの。

②11 ページ (2) 延長保育事業の見直しについて（幼保推進課より説明）

- ・事業としては、保育認定を受けた児童について、認定を受けた時間を超えて保育が必要な場合の保育需要に対応するもの。
- ・見直しについては、テレワーク等保護者の働き方の多様化を受け、現時点においても利用者数が減少傾向にある一因と推定し、令和5年度以降も減少傾向が続くと見込み、今後の見込み数を修正したもの。

③12 ページ (3) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（民間認定こども園・保育所運営補助事業（障害児保育対策費））の見直しについて（幼保推進課より説明）

- ・事業としては、主として、学校法人以外が設置する私立の認定こども園の1号認定の児童のうち、特別な支援を必要とする児童を受け入れるための、職員の加配に必要な経費を補助するもの。
- ・見直しについては、計画策定時は横ばいの状態が続くことを見込んでいたが、令和4年度までの実績が増加傾向にあり、認定区分に関わらず特別支援児童全体の受入ニーズが高まっていると考えられることから、令和5年度以降も増加傾向が続くと見込み、修正したもの。

④13～14 ページ (4) 放課後児童健全育成事業の見直しについて（放課後子ども支援課より説明）

- ・事業としては、放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、小学校の共用教室等を活用して、様々な活動を行うもの。
- ・見直しについては、対前年度比で令和4年度の実績数は増加したものの、テレワーク等保護者の働き方の多様化によって利用児童数は依然として減少傾向にあると推定し、令和5年度以降も計画策定時より量の見込みが下回ると想定されるため、修正したもの。

⑤15～17 ページ (5) みんなの子育てひろば事業

(6) 地域子育て支援事業

(7) さかっこひろば運営事業の見直しについて

(子ども育成課よりまとめて説明)

- ・事業としては、いずれも子どもと保護者が集い、交流できる場を提供しながら、子育て支援や子育て関連情報を提供しているもの。
- ・見直しについては、いずれも人口動態の出生数が年々減少しており、計画策定時に見込んでいた出生数と乖離しているため、実績に合わせて修正したもの。
- ・加えて、(5) みんなの子育てひろば事業については、現在開設している36か所で量の見込みを確保できているため、38か所から36か所へ修正するもの。
- ・また、(7) さかっこひろば運営事業については、平成26年4月に開設した堺市つどい・交流ひろば事業（キッズサポートセンターさかい）が令和3年1月に終了した

ことに伴い、令和3年4月に機能を拡充し、現在のジョルノビルに新たに開設したものの。

⑥18 ページ (8) 民間認定こども園等一時預かり事業（民間認定こども園等）／堺市一時預かり事業（公立認定こども園）の見直しについて

（幼保推進課より説明）

- ・事業としては、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、認定こども園や保育所で一時的に預かるもの。
- ・見直しについては、計画策定時からの減少率を考慮して今後の見込みを算出した場合、実際の利用児童数が見込みと乖離する恐れがあるため、コロナ禍前（H31）までの利用児童数の推移を考慮して修正したもの。

⑦19 ページ (9) 幼稚園型一時預かり事業の見直しについて（幼保推進課より説明）

- ・事業としては、認定こども園や新制度移行幼稚園に在籍する1号認定の児童を対象に、教育時間の前後に預かる幼稚園型Ⅰと、私立幼稚園において、保育を必要とする2歳児を定期的に預かる幼稚園型Ⅱに分かれる。
- ・見直しについては、幼稚園型Ⅰでは、令和3年度の実績値に、新規開設施設による増加見込みを反映し、幼稚園型Ⅱでは、令和4年度現在、事業を実施している私立幼稚園の受け入れ枠に修正したもの。
- ・資料に記載している見直し理由について、分かりにくい表現になっているため、分かりやすい表現に修正させていただく予定。

⑧20 ページ (10) 市立幼稚園における預かり保育事業の見直しについて

（教育センターより説明）

- ・事業としては、市立幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後に、在園児の内、希望する者を対象に預かり保育を実施するもの。
- ・見直しについては、これまで実施していたモデル事業を令和3年度より6園で本格実施していたが、令和5年度からは公立幼稚園が4園となることから修正したもの。

⑨21 ページ以降 4 推進事業の見直しについて（子ども企画課より説明）

- ・この機会を捉え、計画第3章に掲載しているその他の推進事業についても利用状況等に応じて令和6年度目標事業量等を見直すもの。
- ・見直しについては、既存事業のうち教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を含め28事業を見直し、新たに4つの事業を追加した。

◆質疑応答【後半部分】

《中島委員からの質疑》

事業の見直し理由として、コロナ禍の影響で保護者の働き方が多様化したと記載されているが、具体的にはどういうことか。

また、今後はウィズコロナを進めていく中で、今後の利用控え等の読みを聞きたい。

⇒幼保推進課からの回答

全てではないにしても、コロナの影響でテレワーク等による働き方が多様化したことで、自宅において子どもを見ることができるようになった方が増えたと考えている。今後の利用については、実績はもとよりそういった状況の変化も考慮しながら算出している。

〈長尾委員からの意見〉

- ・今回の見直し内容とは関係ないが、自身も育児支援ヘルパー事業に携わる中、事業自体は素晴らしいのに、子育て支援に関する情報が必要な方に届いていない印象。
- ・多胎児（双子等）の中でも、双子と三つ子で支援メニューの利用できる回数が同じであることに課題を感じている。
- ・このような機会に現場の声として聴いていただきたい。

⇒子ども育成課からの回答

- ・現場の声は引き続き頂戴しながら、今後始まる伴走型支援事業における相談や支援の機会を活用しながら、必要とされている方に情報を届けていきたい。
- ・多胎児への支援については、健診に応じて回数を増やす等、行政として支援は行っているところだが、今後も研究を続けながら必要なところにサービスが提供できるよう努める。

〈富田委員からの意見〉

- ・様々な子育て支援施策が増えてきているが、必要とされている方にどこまで届くかが不安。
- ・専業主婦が子どもを1日中見ていることのしんどさ等をケアすることが必要だということで、思いを吐き出す会を小中学校や幼稚園で実施しているが、親が落ち着けば子どもも落ち着くと思うので、様々な保護者の意見を聴いてほしい。
- ・障害を持っている子どもが通う放課後デイサービスについて、実施している方の思いを押し付けている部分があるように思うので、子どもに対してもっと寄り添うことが大切。委託しっぱなしになるのではなく、指導者に対するフォローも意識してほしい。
- ・5年前、津久野校区で標語を募集した際、「わが子の子育て、他人に頼るな」というものが1位になったが、このような視点がある限りいけないと思った。子育て当事者がホッとできるようなソフト面も行政には重視してほしいと感じた。

⇒子ども企画課からの回答（専業主婦に対する支援）

在宅で子育てをされてる方の支援については、子育てひろば、各区役所の保健センターや子育て支援課で行っている事業、地域で様々な団体が取り組んでいる事業などがあるが、利用できない方がどのようにすればアクセスしやすくなるか、在宅の方がどのような思いを持っているか等、様々な場でご意見を頂戴しながら行政としてサポートしていきたい。

また、プランの第3期を策定する際にも、市民の方々の意見を伺いながら、ニーズに沿った事業にしていきたい。

⇒障害福祉部からの回答（障害児支援について）

障害を持つ子どもの保護者の意見は切実なことが多く、これまでも当事者の意見を聴くということを行ってきたが、一層真摯に意見を聴き取り、状況を確認したうえで施策を進めていかなければならないと感じた。

〈〈新生委員からの質疑〉〉

- ・子どもの意見聴取については、意見を言える子どももいれば、言えない子どももいる。同様に意見を言える保護者もいれば、様々な思いから意見を言えない保護者もいる。そして、保護者よりも子どもと長く接する支援者もいる。支援されてる周りの方々も含め、広く意見を聴くという形を取ってほしい。
- ・今回の見直し内容の見込みの数字が子どもの数が減ってきている等による推計値でしかないように感じる。これまでの推移から算出する見込みではなく、どうすれば子どもの数を増やしていけるのかという政策が見えてこない。
- ・子どもの数が減ることは産業の衰退につながり、結果的に堺市の衰退につながる。堺で生まれてよかった、堺に住んで、堺で仕事してよかったと思ってもらえるような堺市になるためには、福祉の部局、教育の部局だけでなく、様々な部局が関わって、堺市を盛り上げていく必要がある。そういった政策の展開をお願いしたい。

⇒政策企画部からの回答（人口減少対策について）

堺市の人口については、2012年をピークに人口減少が始まり、2011年から11年連続で自然減（出生と死亡によるもの）、2013年からは9年連続で社会減（転入と転出によるもの）となっている。その中でも30～40歳代の子育て世代の市外転出が顕著となっており、定住流入促進策に重点的に取り組む必要があると考えている。

人口が増加傾向にある大阪市でも子育て世代は転出超過となっており、大阪市と堺市間の人口移動でも、大阪市から堺市への転入の方が多い状況にある。

一方で、子育て世代は、堺市から和泉市や大阪狭山市に転出傾向であることから、それらのデータをもとに庁内部局で連携しながら人口減少対策に取り組むたいと考えている。

〈〈角石委員からの質疑〉〉

- ・延長保育事業において、テレワーク等、保護者の働き方が多様化したことによって数値を見直しているということだが、令和2年はコロナが流行し始め、皆が慎重に行動していた時期だと思う。その頃の実績値よりも見直し後の数値が少なくなっているのは、人口動態の影響だと考えてよいか。
- ・こども基本法における子どもの意見聴取について、法では「こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見」と記載されているが、見直し後の文章では「子どもや子育て当事者等の意見」と記載されている。「等」に支援者の皆様が含まれることは理解できるが、法に記載されている内容を直接的に記載しなかった理由を聞きたい。

⇒幼保推進課からの回答（延長保育事業について）

堺市の現状としては、子どもの数は減ってきているが、一方でこども園の申込者数は右肩上がりとなっており、近年は横ばいの状態である。したがって、令和5年、6年にこども園を利用する児童は急激には減らないと見込んでいる。

しかしながら、延長保育の場合は、令和2年から4年までの実績が年々下がっているため、それらの傾向を見据えて、令和6年度の見込みも下げた。

⇒子ども企画課からの回答（子どもの意見聴取について）

国の資料における概要説明の中で「子どもや子育て当事者等」という表現があったため、今回のプランの見直しでもそのような表現を使用した。当然、法律に規定されているその他の関係者というのも「等」に含んでいると考えている。

#### 〈勝山委員からの質疑〉

推進事業の見直しの1つで堺市母子寡婦福祉会が受託していた「ひとり親家庭等支援事業（堺ふおーらむ広場）」が削除された。見直しの判断材料として客観的な数値を重視するのは理解できるが、コロナ禍になって今年度から利用が増えた。コロナ禍になって、ひとり親家庭の方の孤独化、孤立化というのが最近顕著になり、数字には表れないものもある。数字だけで事業の見直しを判断するのではなく、現場に足を運んで様々な施設の方々と交流をする姿勢を期待したい。

⇒子ども家庭課からの回答

当事業については、事業の再編のため削除しているもの。当事業は、ひとり親家庭の当事者同士の交流の場として実施していたが、コロナ禍で経済状況が悪化する中、自立支援という明確なテーマを掲げて別途実施している交流会事業と一本化することで、より効果的に事業を実施するもの。

各事業については、様々な支援を実施していただいている現場の意見を真摯に受け止め、効果的な事業に取り組んでいきたい。

#### 〈西村委員からの質疑〉

放課後児童健全育成事業について、見直し前は令和2年から令和6年まで右肩上がりだったのに対し、実績は令和2年から令和5年まで減っているため、令和6年も見直し案を減らしているものと認識している。しかしながら、コロナの流行を受け、本当はのびのびルーム等に子どもを行かせたいのに、行かせてしまうと子どもがコロナに罹患するのではないか、そうなる则自身も出社できなくなるという懸念から利用を躊躇し、現在の実績にはそういった要素が表れているだけではないかと考えている。

現在は、ほとんどの企業においては8割から9割の方が出社する体制になってきており、感染法上のコロナの分類もインフルエンザ並みに引き下げられると当事業の利用者も増えるのではないかと。ついては、次の段階では企業の状況や実態等を見極めながら見直しの数値を検討していただきたい。



#### (4) その他

事務局より、いくつかの確認事項等を以下のとおり説明し、委員に諮り、同意を得た。

##### ①見直し内容の確定までの流れについて

いただいた意見等を踏まえ、3月中旬にパブリックコメントを実施し、パブリックコメントの意見等も踏まえ、4月に見直し内容を確定・公表する予定。

##### ②会議日程の変更について

当初3月下旬に第3回会議の開催を予定していたが、見直し内容を正確に算出するにあたり、各種庁内手続きとのスケジュールの都合上、4月に延期させていただくこととした。

なお、パブリックコメントの結果によっては、見直し内容に変更が生じない場合があるので、その場合は書面審議により委員に承認いただくことで同意を得た。

##### ③特定教育・保育施設の新規開設に伴う利用定員の設定に係る意見聴取について

令和5年3月までに「特定教育・保育施設の新規開設に伴う利用定員の設定」について、子ども・子育て支援法に基づき委員の意見を聴取する必要があるが、当該案件のみの場合は、委員の負担を軽減するという観点から書面審議とさせていただく方向で会長と相談のうえ決定することで同意を得た。

#### (5) 閉会

最後に、次年度（令和5年度）は6月以降に委員の改選時期を迎えるため、協力をいただけるよう依頼し、会議を閉会。